

交通事故多発非常事態宣言

瀬戸市内では、1月27日(木)に交通死亡事故が発生して以来、2月18日(金)までに3件の交通死亡事故が連続して起きるという憂慮すべき事態となっています。

この状況を広く市民に訴え、交通ルールの遵守とマナーの向上、そして安全行動の実践を促して交通事故の抑止を図るため、瀬戸市交通安全条例に基づき、ここに

「交通事故多発非常事態宣言」

を発令します。

市民の皆様におかれましては、交通安全を自らの問題としてとらえていただき、悲惨な交通事故を起こさないよう、また、交通事故に遭わないよう、お願いいたします。

《宣言発令期間》

令和4年2月21日(月)から令和4年3月6日(日)まで(2週間)

令和4年2月21日

瀬戸市長 伊藤 保徳